

# 令和6年第4回さつま町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年4月22日(月) 午前9時30分～11時10分

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席者

(1) 農業委員(8名)

<del>1番</del>		<del>2番</del>	
3番	赤崎 敬一郎	4番	濱田 誠
5番	前野 浩司	6番	満園 和徳
7番	山内 美千代	8番	山崎 博文
9番	坂元 兼一	10番	池山 準一

(2) 推進委員(24名)

11番	下田 保幸	12番	兒玉 伸一郎	13番	野間 菊昭
14番	池之野 智幸	15番	久保 齒 貴政	16番	水流 新藏
17番	内村 正二	18番	宮田 裕司	19番	竹井 好博
20番	長福 次美	21番	田上 政喜	22番	徳留 伸一
23番	東條 好廣	24番	平島 賢一	25番	大野 恵美
26番	堀之内 睦	27番	上屋敷 守	28番	大迫 勝哉
29番	竹之内 重則	<del>30番</del>		31番	狩宿 悦男
32番	宮脇 純久	33番	肝付 兼久	34番	坂元 智一
35番	村上 一徳				

(3) 職員(4名)

事務局長	松山 明浩
事務局長補佐兼農地係長	片野 好文
農地係主査	堀口 浩二
農地中間管理事業推進員	外川内 勉

4 欠席農業委員(2名)

1番	吉留 義晃	2番	南原 奈美子
----	-------	----	--------

5 会次第

(1) 議案第1号	農地法第3条許可(農委)申請について	(3件)
(2) 議案第2号	農地法第5条許可申請について	(3件)
(3) 議案第3号	農用地利用集積計画について	(1件)
(4) 議案第4号	農用地利用集積等促進計画案に係る意見について	(38件)

6 その他

事務局長 　　ただ今から令和6年第4回総会を開会いたします。  
会長のあいさつをお願いします。

会長 　　　　(あいさつ)

事務局長 　　ありがとうございました。  
それでは、本日の出席人員報告をいたします。  
本日は、1番吉留委員、2番南原委員より欠席の申し出がありましたので、ご報告いたします。出席委員は10名中8名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。  
また、推進委員25名のうち30番山口委員から欠席の申し出があり、34名の出席をいただいております。以上で出席人員の報告を終わります。  
それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。

議長(会長) 　　それでは、審議を開始します。  
本日の議事録署名者の指名をいたします。  
議事録署名者は、3番赤崎敬一郎委員、4番濱田誠委員をお願いいたします。  
なお、これまでと同じく担当農地利用最適化推進委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。発言の際は挙手し、座席番号を言い、議長の許可を得てから、起立し発言くださるようお願いいたします。  
次に事務局より会務報告をお願いいたします。

事務局長 　　「会務報告の朗読及び説明」

議長 　　　　ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。  
　　　　　　　(なしの声あり)  
無いようですので、会務報告を終わります。  
  
それでは、1ページ、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題といたします。  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(堀口) 　　　　議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明  
4-1番  
所在：宮之城屋地字■■■■番3、畑、農振農用地区域外、104㎡、売買による所有権移転  
4-2番  
所在：船木字■■■■番1、田、農振農用地区域内、1,215㎡、所在：船木字■■■■番2、田、農振農用地区域内、707㎡、売買による所有権移転  
4-3番  
所在：柏原字■■■■番27、畑、農振農用地区域内、229㎡、贈与による所有権移転  
　　以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。

議長 　　　　ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。4-1番、お願いします。

- 11 番委員 譲渡人の■■■■さんは現在、さつま町から移転されて■■■■に住んでいらっしやいます。その際に、譲受人の■■■■さんに家と畑をお願いされたそうです。現地に行きましたけれども、この畑は少々荒れていましたが、■■■■さんに確認したところ、野菜を少しずつ作っていかれるそうです。以上です。
- 議長 4-2 番、お願いします。
- 16 番委員 ■■■■さんと■■■■さんは親戚関係にございます。この土地は、これまでも、■■■■さんが依頼をした方が耕作を行ってきております。■■■■さんは、幅広く営農をされている方であります。そういうことから、所有権の移転については、問題は無いと判断しております。そういう事情でありますので、境界、進入路、用排水等についても、全く問題はございません。以上です。
- 議長 4-3 番、お願いします。
- 26 番委員 ■■■■さんは、■■■■に、今お住まいで、実家は空き家で誰も管理してくれる人がいないため、処分しようと考えて、買い手を探していたんですが、いくらかでもお金に変えようと思い、処分費用などを算出したところ、お金にならないことが分かり、もらってくれる人を探していたところ、知人から、■■■■さんが譲り受けてくれると話があり、無償で贈与することになりました。現地を確認したところ、管理されており、境界、進入路、隣接地との関係も問題は無いと思いました。以上です。
- 議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。
- 3 番委員 4-1 番の件ですが、これは、空き家に付随した農地を、左近允さんが買われると理解していいんですか。
- 事務局 (堀口) 空き家に付随する農地ではなかったと思います。
- 11 番委員 これは、家と隣接しているわけではなくて、畑単独であります。家の隣にあるということではありません。
- 議長 よろしいですか。ほかにはございませんか。  
(なしの声あり)  
無いようですので、採決いたします。議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 4-1 番から 3 番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 4-1 番から 3 番は、許可することに決定いたしました。
- 次に、2 ページ、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 4-1 番を議題といたします。  
事務局の議案説明をお願いします。

- 事務局  
(片野) 議案第2号「農地法第5条許可申請について」の4-1番について説明  
4-1番  
所在：轟町 ■番 ■、畑、農振農用地区域外、320㎡、地種：第3種農地、  
形態：転用、用途：一般住宅用地、施設：一般住宅、施設面積：105.38㎡、  
申請地を譲り受け（売買）、一般住宅を建築したい。  
申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。
- 議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。4-1番、お願いします。
- 12番委員 ここは虎居の中でも住宅地で、住宅が非常に多く、密集しているところ  
です。その中に一部、畑としてありますけど、ほとんど住宅という形です。  
区画もしっかりして、道路も通って、進入路も良好でしたので、いつでも  
住宅が建てられる状態にあります。以上です。
- 議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、  
事務局の説明をお願いします。
- 事務局 農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明  
(片野) 総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の  
納税猶予の適用を受けている農地はありません。
- 議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)  
よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第2号「農地法第5  
条許可申請について」の4-1番は、許可することに賛成の方は挙手をお願い  
します。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の4-1  
番は、許可することに決定いたしました。
- 次に、2ページ、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の4-2  
番を議題といたします。  
事務局の議案説明をお願いします。
- 事務局 議案第2号「農地法第5条許可申請について」の4-2番について説明  
(片野) 4-2番  
所在：永野字 ■番 1、畑、農振農用地区域外、906㎡、地種：第2  
種農地、所在：永野字 ■番、畑、農振農用地区域外、845㎡、地種：  
第2種農地、形態：転用、用途：山林用地、施設：山林（桜36本）、申請  
地を譲り受け（売買）、桜36本を植え、山林としたい。  
申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断  
し、提案するものであります。
- 議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明を  
お願いします。4-2番、お願いします。
- 35番委員 譲受人の ■さん宅の隣接地になる案件でございます。今までは、他の

- 35 番委員 方が梅を栽培されておりましたけれども、この人が放任されて、■■■さんが今までも申請地を管理しながら、鳥獣被害が発生しているものですから、庭先まで猪等が来るということで、今回こういう形をとりながら、現地を確認させていただきました。申請地の外周部には、栗とか蜜柑が数本ありました。それは商品になるようなものではなくて、観賞用になっていくのではないかということ、今後は桜を、大きな桜の木ではなくて、短いだれとかを植えて、景観がいい山林にしたいということ、今回の申請が出ているわけでありまして。よろしくをお願いします。
- 議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明  
（片野） 総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。
- 議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。  
（なしの声あり）  
よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の4-2番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。  
（全員挙手）  
全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の4-2番は、許可することに決定いたしました。
- 次に、2 ページ、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の4-3番を議題といたします。  
事務局の議案説明をお願いします。
- 事務局 議案第2号「農地法第5条許可申請について」の4-3番について説明  
（片野） 所在：虎居字■■■■番1、畑、農振農用地区域外、591㎡、地種：第2種農地、形態：転用、用途：貸駐車場、施設：貸駐車場、施設面積：591㎡、請地を譲り受け（売買）、貸駐車場を設置したい。  
申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。
- 議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。4-3番、お願いします。
- 12 番委員 ここは虎居の中でも山の中にあり、この申請地の畑は、■■■工場の横で、左側に■■■工場があって、その前に道路がある状況です。雑草に対しては防除してあり非常に良好な土地で、貸駐車場用地として車を止められるスペースも十分ありましたので、何も問題はありませんでした。以上です。
- 議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

- 事務局  
(片野) 農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表(案)説明  
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。
- 議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)  
よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の4-3番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の4-3番は、許可することに決定いたしました。
- 次に、3ページから4ページ、議案第3号「農用地利用集積計画について」の農用地利用集積計画書、集積計画総括表(所有権の移転)について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局  
(堀口) 議案第3号「農用地利用集積計画について」の3ページ、農用地利用集積計画書、4ページ、集積計画総括表(所有権の移転)について説明
- 議長 それでは、5ページ、議案第3号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の4-1番を議題といたします。事務局の議案説明をお願いします。
- 事務局  
(堀口) 議案第3号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の5ページ、4-1番について朗読及び説明
- 議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)  
よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第3号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の4-1番は、妥当とすること賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の4-1番は、妥当とすることに決定いたします。
- 次に、6ページから7ページ、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の、中間管理権と利用権設定の総括表について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局  
(堀口) 議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の6ページから7ページ、中間管理権と利用権設定の総括表について朗読及び説明
- 議長 それでは、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定を議題といたします。  
本日、出席されています農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件が16件ありますので、その案件を先に審議いたします。  
まず初めに、8ページ、4-2番を議題といたします。  
■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(堀口) 議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の8ページ、4-2番について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)  
よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の4-2番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の4-2番は、妥当とすることに決定いたします。  
■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

次に、9ページから11ページ、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の4-11番から23番を議題といたします。  
■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(堀口) 議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の9ページから11ページ、4-11番から23番について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)  
よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の4-11番から23番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の4-11番から23番は、妥当とすることに決定いたします。  
■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

次に、12ページ、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の4-27番を議題といたします。  
■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(堀口) 議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の12ページ、4-27番について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)  
よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の4-27番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の4-27番は、妥当とすることに決定いたします。

議長

委員の入室をお願いします。{委員入室}

次に、14 ページ、議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の 4-37 番を議題といたします。

委員の退室をお願いします。{委員退室}

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(堀口)

議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の 14 ページ、4-37 番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の 4-37 番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の 4-37 番は、妥当とすることに決定いたします。

委員の入室をお願いします。{委員入室}

次に、8 ページから 15 ページ、議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件を議題といたします。

事務局の議案の説明をお願いします。

事務局  
(堀口)

議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の 8 ページから 15 ページ、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに決定いたします。

次に、議題(5)「その他」ですが、委員の皆様から議案はありませんか。

(なしの声あり)

事務局から議案はありませんか。

(ありません。)

無いようですので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。

次に、会次第 6 の「その他」で、委員の皆様から、何かありませんか。

(なしの声あり)

事務局から事務連絡はありませんか。

事務局

(事務局より協議・連絡事項あり)



事務局

- ・令和6年度最適化活動の目標の設定等について（提案～協議～決定）
- ・活動記録の徹底について
- ・地域計画策定（目標地区の素案作成）のための農地利用意向調査開始（公民会便）について
- ・農家訪問アンケート用の新名簿、様式の提供について（6月末までこの訪問は控えて、地域計画用の意向調査を優先）
- ・地域計画策定について（新聞記事紹介）
- ・総会等日程について（局長補佐の連絡先追加）
- ・令和5年度最適化交付金の振込確認について
- ・認定農業者等の農地購入手続変更について（認定農業者会総会で説明予定分）

議長

ただ今の事務局からの説明について、何かございませんか。  
無いようですので、以上をもちまして、令和6年第4回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局長

全員ご起立ください。以上で、総会を閉会します。一同礼

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する。

会 長

委 員

委 員